

特別な償却方法の承認申請書の記載要領等

1 この申請書は、法人が減価償却資産の減価償却を旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法により行おうとする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

（注）取替法又は特別な償却率により償却を行っている減価償却資産についてはこの申請の対象となりません。

2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。

3 申請書の各欄は、次により記載してください。

（1）「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

（2）「種類1」欄には、特別な償却方法により減価償却を行おうとする資産について、法人税法施行規則第14条に掲げる償却の方法の選定の単位ごとにその種類（設備の種類を含みます。）を記載してください。

（3）特別な償却方法は、前記の「種類」につき構造、用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造、用途又は細目の区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものについてはその異なるものごとに選定できることに取り扱われていますので、この取扱いによる場合は、「構造又は用途2」、「細目3」及び「耐用年数4」の各欄に減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める構造、用途、細目及び耐用年数を記載してください。

（4）「承認を受けようとする特別な償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却方法を算式等により明細に記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

（5）「特別な償却方法を採用しようとする理由」欄には、特別な償却方法を採用しようとする理由を詳細に記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

（6）「期中取得資産の償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却の方法が法人税法施行令第59条第1項第1号又は第2号（事業年度の中途中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例）に掲げる償却限度額の特例のいずれに類するかにより該当する文字を○で囲んでください。

（注）承認を受けようとする特別な償却の方法が旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法に類する場合……………第1号

承認を受けようとする特別な償却の方法が旧生産高比例法又は生産高比例法に類する場合……………第2号

（7）「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

（8）「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。